



ひょう環連 ニュースレター 第4号

瀬戸内海環境保全特別措置法改正記念シンポジウム 開催

平成28年2月8日、兵庫県公館大会議室において、瀬戸内海環境保全特別措置法改正記念シンポジウムが本会、瀬戸内海環境保全知事・市長会議、(公社)瀬戸内海環境保全協会の共催により開催されました。本会からは59団体72名が参加。加えて、国会議員、県会議員、国の関係機関、関係府県市や一般市民等、計約270名の参加がありました。



井戸議長(兵庫県知事) 挨拶の様子

瀬戸内海環境保全知事・市長会議の議長の井戸知事の「瀬戸内海を私達の仲間として、人と自然の共生の空間となるようこれからも取り組みましょう」との開会挨拶のあと、来賓祝辞に続いて、法改正にご尽力いただいた団体へ知事・市長会議議長からの感謝状贈呈がありました。感謝状は大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、大分県の23団体に贈呈されました。

シンポジウム後半には、根木桂三 環境省水・大気環境局閉鎖性海域対策室長から法改正の概要や今後の施策等について、独立行政法人 水産大学の鷲尾圭司理事長から「瀬戸内海の多面的理解と付き合い方」のご講演があり、参加の皆さんは熱心に聴講していました。

◇講演抜粋◇

改正瀬戸内海環境保全特別措置法の概要説明

根木 桂三 環境省閉鎖性海域対策室長
多様な価値を持っている瀬戸内海は、昭和48年制定された「瀬戸内海環境保全臨時措置法」と5年後に改正された「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づき、汚水等を排出する施設の設置許可制度等、特別の措置が講ぜられ、水質が改善されてきた。一方、近年、漁獲量の減少や藻場・干潟等の減少、漂流ごみや貧酸素水塊の発生等、新たな課題が明らかになってきた。このような状況の中、「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」が10月2日に公布・施行された。

改正内容としては、

- 1 ①瀬戸内海を「豊かな海」とする ②規制の措置のみならず、藻場・干潟の保全・再生等の措置を併せて講ずる ③施策は湾・灘ごとの実情に応じて行う 旨の基本理念の新設
 - 2 漂流ごみ・海底ごみの除去や有害動植物の駆除等、具体的施策の追加
 - 3 瀬戸内海における栄養塩類の管理のあり方についての調査研究等の検討条項追加
- 等であり、今後、湾灘ごとの関係者とともにしっかりと取り組んでいく。

鷲尾 圭司 水産大学校理事長

ある事象に対して、様々な角度からそれを理解するのが多面的理解。例えば、一面的には、漁業者にとっては魚がたくさん獲れたほうが良い。しかしながら、大漁貧乏という言葉があるように、たくさん獲っても二束三文では産業として成り立たないので、最終的に生活改善に繋がるまで理解して考えましょう、というのが多面的理解の例である。科学的調査でデータ管理することも大事だが、データだけみているとその物差しにあった物事の良し悪ししかみえない。海には様々な価値観があるので角度の違う理解もお願いしたい。

戦後、食糧増産のための化学肥料の大量投入や、都市化の進行に伴いこれまで堆肥化されてきたし尿が浄化・放流されたこと等により、海への負荷が大きくなった。これに伴い基礎生産が増大し、元々

栄養の多いところで育つノリの養殖が瀬戸内海でも可能となった。その後、環境保全型農業への転換等による肥料使用量の減少、水質規制の徹底に伴う水質浄化の促進、藻場等の減少に伴う生態系の再生力の劣化が進んだ。

これまで、海の汚染に対して負荷量削減という対応をしてきており、今後は、①海の浄化力（藻場・干潟等）の把握及び活性化 ②資源の有効活用 ③海洋エネルギーの有効活用 など、一律的な対応ではなく、湾灘ごとの創意工夫が重要となる。

今回の瀬戸法改正は到達点ではなく、瀬戸内海とどう向き合っていくか考えるスタート地点だ。瀬戸内海の価値をいかに活かすかは地域の知恵の発揮しどころ。ともに汗をかいていこう。

瀬戸内海環境保全特別措置法の改正の概要（H27.10.2 公布・施行）

「瀬戸内海の環境の保全」に関する基本理念を新設

瀬戸内海の特徴

- 美しい自然と人々の生活・生業及び地域のにぎわいとが調和した景勝の地
- 国民にとって貴重な漁業資源の宝庫
→その恵みを国民がひとしく享受し、後世へ継承すべきもの

- ①自然に対する人の適切な活動を通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性・生産性が確保されていることなど、瀬戸内海の持つ多面的な価値・機能が最大限に発揮された豊かな海（里海）とする
- ②そのために、規制の措置だけではなく、地域のさまざまな主体による「里海づくり」の活動など、瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて行う
- ③施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行う

瀬戸内海の環境保全基本計画及び府県計画に関する改正

政府は、基本理念にのっとり、次に関する瀬戸内海環境保全計画を策定

- ①沿岸域環境の保全・再生・創出
- ②水質の保全・管理
- ③自然景観・文化的景観の保全
- ④水質資源の持続的な利用の確保 等

関係府県知事は、基本計画に基づき、関係のある湾、灘その他の海域の実情に応じたものとなるよう、広く意見を聴くなどし、府県計画を定める

これらの計画の達成に必要な措置が円滑・着実に実施されるよう、国は、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努める

具体的な施策の追加等

- 国及び地方公共団体は、
 - ①漂流ごみ・海底ごみの除去等、
 - ②有害動植物の駆除等、
 - ③水産動植物の繁殖地の保護・整備、水産動物の稚魚などの放流等に努める
- 貧酸素水塊の発生機構の解明及びその防除技術の開発に努める
- 関係府県が、干潟について自然海浜保全地区として指定することができる

環境大臣による環境状況の定期的な調査とその結果の活用を法定化

- 環境大臣は、瀬戸内海の環境の状況を定期的に調査し、その結果を法の適正な運用に活用

検討条項

政府は、瀬戸内海における栄養塩（窒素・りん）の適切な管理に関する調査及び研究（実態調査や水産資源に与える影響に関する研究など）に努め、法施行後5年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる 等

水銀廃棄物対策の強化について

◇ 経緯 ◇

平成25年10月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、中央環境審議会で条約を踏まえた包括的な水銀対策が審議され、必要な対策や今後の課題がとりまとめられました。

その答申を踏まえて廃棄物処理法施行令等が改正され、廃水銀及び廃水銀化合物（以下「廃水銀等」）のうち、基準を超える処理物を特別管理廃棄物に指定し、処理基準を規定するとともに、廃水銀等の硫化施設が産業廃棄物処理施設に追加されました。

◇ 廃水銀等の特別管理廃棄物への指定等 ◇

（１）特別管理廃棄物の指定【平成28年4月1日施行】

①特別管理一般廃棄物

- ・水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀及びその処理物（基準に適合しないもの）

②特別管理産業廃棄物

- ・特定の施設から排出される廃水銀等（特定施設：水銀回収施設、水銀使用製品製造施設、試験研究機関等）
- ・廃水銀等又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
- ・廃水銀等の処理物（基準に適合しないもの）

（２）処理基準の強化

① 収集運搬方法及び保管方法：密閉容器に収納【平成28年4月1日施行】

② 処分方法：あらかじめ硫化・固型化【平成29年10月1日施行】

（３）廃水銀等の硫化施設を産業廃棄物処理施設に追加【平成29年10月1日施行】

◇ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物の処理基準の強化等 ◇

【平成29年10月1日施行】

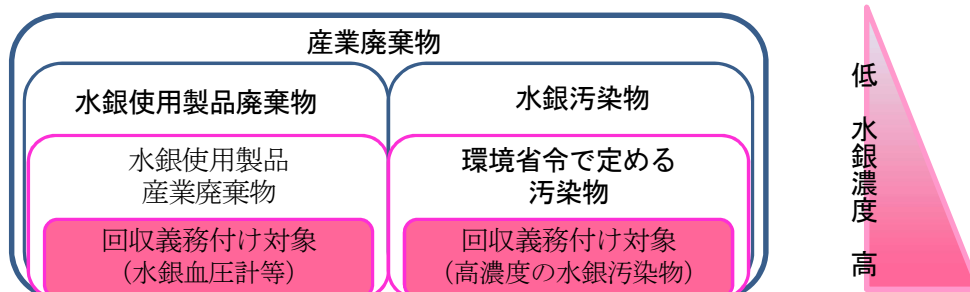
（１）水銀使用製品産業廃棄物（水銀血圧計、蛍光灯等）の収集・運搬基準の追加

- ① 破砕することのないような方法により行うこと
- ② 他の物と混合するおそれのないよう区分すること

（２）水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物（水銀を含む汚泥等）の処分基準の追加

- ① 水銀が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること
- ② 水銀の含有割合が一定以上のものについては水銀を回収すること

（３）水銀使用製品産業廃棄物の安定型最終処分場への埋立禁止の明確化



◇ 詳細情報（関連WEBサイト） ◇

○ <http://www.env.go.jp/press/101621.html>

○ <http://www.env.go.jp/press/101851.html>



エコフェス 出展



平成27年11月14日(土)・15日(日)に、淡路ふれあいフェスティバルとあわせて開催された「エコフェスティバル」に、(公社)瀬戸内海環境保全協会・(公財)国際エメックスセンター・兵庫フロン回収・処理推進協議会・兵庫県水大気課とともに出展しました。

当日は、エコドライブ体験、チリメンモンスター探し、環境パネルの展示・説明、環境クイズを実施しました。エコドライブ体験では、エコドライブシミュレータを使って自分のエコドライブ度を測定していただき、日頃の運転について考えていただきました。チリメンモンスター探しとは、チリメンジャコに混じっている生き物探しとその観察を通じて、海の環境や生物多様性について関心を持ってもらう体験プログラムのことで、子どもたちに大人気でした。環境クイズは、展示されている環境パネルの中に答えが隠れており、大人も子どもも真剣に取り組んでいました。



環境パネルの説明の様子

環境クイズにチャレンジした方を対象にアンケートを実施したところ、「勉強になった。」というコメントが一番多く、その他、「楽しかった。」「役にたった。」というコメントもありました。初日はあいにくの天気でしたが、家族連れを中心に、両日あわせて600人を超える方にご来訪いただき、好評のうちに終了しました。

掲示板

◆ おしらせ ◆

本会の環境保全活動団体等に対する活動助成事業について、平成27年度は15団体から応募があり、選考委員の採点結果を踏まえ、次の10団体に交付決定しました。各団体の活動概要は、ホームページに掲載しています。

(平成27年度ひょうご環境保全活動助成金 交付決定団体(50音順))

相生湾自然再生学習会議・NPO 法人アマモ種子バンク・神戸地域地球温暖化防止活動推進連絡会(温暖化防止こうベネット)・NPO 法人 KOBE 楽農菜園・NPO 法人棚田 LOVER'S・NPO 法人低炭素未来都市づくりフォーラム・兵庫運河真珠貝プロジェクト・兵庫ケナフの会・NPO 法人ひょうご森の倶楽部・ブナを植える会

ご利用ください

■ DVD レンタル

社内研修等にもお使いいただける DVD の無料貸出を行っています。内容については、総会で配布した目録をご参照いただくか、事務局までお問い合わせください。

■ 法令集について

以下の法令集を発行しております。

- 水質汚濁防止法等の手引(H24年発行) ※近々改訂版を発行予定
- 第7次水質総量規制関係資料(H24年発行)
- 大気汚染防止法等の手引(H27年発行)

情報をお寄せください

当会のホームページを開設しました。内容の充実を図っていきたいと考えておりますので、皆様からの情報をお待ちしております。

<http://heca.jp/>

✉ 事務局だより ✉

ようやく春らしくなってきましたが、いかがお過ごしでしょうか。「ひょう環連ニュースレター」第4号をお届けします。より良いニュースレター・ホームページにしたいと考えていますので、是非、ご意見・ご要望をお寄せください。



編集・発行

ひょうご環境保全連絡会事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
(兵庫県農政環境部環境管理局水大気課内)

TEL : (078) 362-3292

FAX : (078) 362-3966

E-MAIL : mizutaiki_07@pref.hyogo.lg.jp